

ひとり親世帯分とその他世帯分の併給調整について

【具体的な設例】

例 1

4月時点

児童手当
受給者
夫
課税

妻

子 A

給付金
対象外

8月

児童手当
受給者
妻
非課税

離婚

夫

子 A

新規児童手当受給者として、その
他世帯分給付金を積極支給
or
支給要件を満たせば、ひとり親世
帯分給付金を受給可能
(いずれか支給決定の早い方)

例 2

4月時点

児童手当
受給者
夫
非課税

妻

子 A

給付金
支給

8月

児童手当
受給者
妻
非課税

離婚

夫

子 A

その他世帯分給付金
は不支給
(児童単位で重複)

支給要件を満たせば、
ひとり親世帯分給付
金は受給可能

12月

児童手当
受給者
妻
非課税

子 A 子 B (新生児)

新生児分につき
その他世帯分給
付金を積極支給

例 3

4月時点

児童手当
受給者
妻
非課税

夫

子 A

給付金
支給

8月

児童手当
受給者
妻
非課税

離婚

夫

子 A

その他世帯分給付金
は不支給
(児童単位で重複)

ひとり親世帯分給付
金も不支給
(受給者単位で重
複)

12月

児童手当
受給者
妻
非課税

子 A 子 B (新生児)

新生児分につき
その他世帯分給
付金を積極支給